

専用サーバレンタルサービス ご利用約款

平成 19 年 11 月 26 日制定

株式会社ツインスパーク

「専用サーバレンタルサービス」ご利用約款

平成 19 年 11 月 26 日制定

株式会社ツインスパーク

第 1 章【総則】

第 1 条(約款の適用)

本約款は、株式会社ツインスパーク(以下「当社」という。)が提供する「専用サーバサービス」(以下「本サービス」という。)の利用に関し適用されます。

第 2 条(用語の定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本約款に基づく契約をいいます。
2. 「利用者」とは、当社と本サービスの利用契約を締結した者をいいます。
3. 「申込書」とは、当社所定の申込書をいいます。
4. 「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
5. 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
6. 「提供サービス」とは、本サービスを利用して利用者が提供するサービスをいいます。

第 3 条(約款の改定)

当社は利用者の承諾なく、合理的な理由により本約款の内容を改定することがあります。その場合には、利用契約の内容は、変更された本約款の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

第 2 章【本サービス及び利用契約】

第 4 条(本サービス)

1. 当社は、利用者専用のサーバとして利用することができるサービスを提供します。
2. 前項のサービス内容については、当社 Web サイトにて別に定めるところによるものとします。
3. 当社は、当社 Web サイトに定めるサービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 5 条(オプションサービス)

1. 当社は、利用者から申出があった場合は、当社 Web サイトにて別に定めるオプションサービスを第 4 条の本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、前項にもとづいて当社 Web サイトに定めるオプションサービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 利用者は、本条第 1 項にもとづいて当社が利用者に提供するオプションサービスの全部または一部について、その利用を取り止めることができます。ただし、取り止めることのできないオプションサービスがあります。
4. 前項の場合には、当社の定める方式に従って当社に対して当該オプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、当該オプションサービスの利用を取り止める効果は生じません。
5. 利用者は、前項において定めるところによりオプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行ったときは、その通知を当社が受理した日をもって当該オプションサービスを利用する権利を失うものとします。
6. 利用者は、本条第 3 項において定めるところによりオプションサービスの利用の取り止めを行った場合であっても、すでに当社に支払ったオプションサービスを利用することができる期間のオプションセットアップ料金およびオプション月額利用料金の全部または一部の償還を受けることはできません。

第6条(サーバ管理)

1. ハードウェア保守

当社は適宜、システムログのチェックおよび障害ランプの点検等を行い、サーバ動作を確認するものとします。また、メーカー等によるサーバメンテナンス時の立ち会いと対応を行います。

2. セキュリティ対策

- (ア) 当社は適宜セキュリティに関する情報収集を行い、サーバへの影響が懸念される情報を得た場合は利用者に報告を行います。
- (イ) サーバにセキュリティ上の問題が見つかった場合、当社は利用者に事前通知の上対策を施す場合があります。

第7条(サポート)

1. 当社は、利用契約にもとづき、利用者に提供するサーバおよびネットワークに関する利用者からの問い合わせについて、電話または電子メールにて対応いたします。
2. サポート業務は、土日祝日および当社の休業日を除く平日 10:00～19:00 に限り、これを行います。

第8条(保証)

1. 当社は、利用契約期間内に、本サービスに不具合があった場合、当社の責による瑕疵については無償にて補修を行います。
2. 当社は、ハードウェアに障害が起きた際は、利用者への連絡を行い、利用者の承諾のもとハードウェア保守業務を行います。ただし障害原因の特定および復旧時間については保証いたしません。

第9条(契約の申込・成立)

1. 本サービスの利用契約の申込は、当社所定の申込書に必要事項を記入および捺印の上それを当社に提出すること、もしくは電子メール等での申し込みを当社が受理することにより行うものとします。
2. 利用契約は、前項に従い申込者により本サービスの申込がなされ、かつ当社の発信した承諾の通知が申込者に到達した時点で成立するものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (ア) 本サービスの利用申込の際に、利用者の申告事項について、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあった場合。
 - (イ) 本サービスの料金あるいは、当社の提供する他のサービスの料金等について、申込者に支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
 - (ウ) 過去に不正使用などにより利用契約を解約されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明した場合。
 - (エ) 申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがある場合
 - (オ) 申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属するものと認められる場合
 - (カ) 当社が、申込に係る本サービスの提供または本サービスに係る装置の手配・保守が困難と判断した場合
 - (キ) 申込者が日本国内に在住していない場合
 - (ク) 第18条(禁止事項)各号に定める禁止行為に該当するおそれがある場合。
 - (ケ) その他利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合。
4. 前項の規程により、本サービスの申込みを拒絶した場合は、速やかに申込者へ通知するものとします。なお、当社は、申込を拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。
5. 申込者は、本条2項に定めるところにより、当社との契約が成立するまでの間は申込を撤回することができるものとします。なお、当社が本サービスの提供準備に着手した以降は、申込者は、実務作業費等を負担するものとします。

第10条(利用期間)

1. 利用者は、次の各号のいずれかの期間で、利用契約を締結するものとします。
 - (ア) 最低利用期間3ヶ月(以下「3ヶ月契約」という。)
 - (イ) 最低利用期間6ヶ月(以下「6ヶ月契約」という。)
 - (ウ) 最低利用期間12ヶ月(以下「年間契約」という。)
2. 本サービスの契約期間は、暦月単位とし、当社が本サービスの提供を開始した月(設定月)の翌月の初日から起算して各契約期間が終了する月の末日をもって満了とします。

第 11 条(本サービスの変更)

1. 利用者は、本サービスのプラン等の変更を請求することができます。その場合、現状の利用契約を解約し、新規申込の手続きが必要となります。ただし、利用開始日から3ヶ月以内はこの限りではありません。
2. 利用者は、本サービスのプラン等の変更を希望する場合には、当社所定の方法により、当社に申込みものとします。
3. 当社は、前項の変更申込があった場合は、第9条(契約の申込・成立)の規定に準じて取扱います。
4. 当社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合は、変更を承諾した月の翌月の初日から、本サービスの利用について変更された事項を適用します。

第 12 条(契約の更新)

利用契約は第29条(利用者による解約)第1項の規定によって、利用者から解約の意思表示がない限り、最低利用期間および利用契約の内容は自動的に更新されるものとします。

第 3 章【サービス利用料金等】

第 13 条(料金等)

1. 本サービスの利用料金(以下「料金等」という。)は、当社 Web サイトに別に定めるサービス料金表のとおりとするものとします。
2. 利用者は、サービス料金表に定める料金等の額に消費税等相当額を加算した金額を支払うものとします。
3. 当社は、約款において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が利用者より受領した料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。
4. 本サービスの支払い方法は銀行振込とし、振込み手数料は利用者が負担するものとします。
5. 月額利用料金の日割り計算の対象は30日とします。

第 14 条(料金等の変更)

1. 当社は、経済事情の変動または本サービスの業務内容の変更、拡張等によって料金等を変更する必要がある場合には、サービス料金表を改定することができるものとします。この場合、第3条(約款の改定)の規定を準用するものとします。
2. 当社は、前項による料金等の変更につき、何ら責任を負うものではありません。

第 15 条(料金の支払方法・期限)

1. 料金は、これを前払いとし、利用者は、当社の銀行預金口座への振込みにて支払うものとします。
2. 利用料金の請求を受けた利用者は、当月末までにその利用料金を支払うものとします。
3. 当社は、毎月1日を料金算定基準日とし、当該月の料金を、その前月に利用者に請求するものとします。
4. 当社は、特定の利用者について本条第1項および第2項と異なる支払い方法を定める場合があります。

第 16 条(延滞利息)

利用者は、本サービスの料金等を、支払期日を経過しても支払わない場合には、遅延期間につき、年14.6%の割合(日割計算)で計算して得た額を、延滞利息として支払うものとします。延滞利息は、当社が指定する方法で支払うものとし、振込手数料は利用者の負担とします。

第 17 条(端数処理)

当社は、料金、消費税相当額その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第4章【利用者の義務】

第18条(禁止事項)

利用者は本サービスを利用するにあたり、下記の行為を行わないものとします。

1. 本サービスを媒体として法令に違反する行為や公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為。あるいはそれを教唆または補助する行為。
2. サーバを使用した提供サービスにおいて、電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を禁止します。
3. 下記の内容を含む情報、データ、文書、ソフトウェア、音楽、音、写真、画像、映像、ビデオ、伝言、文字等(以下、「コンテンツ」という。)をアップロードする行為やウェブサイトに掲載、他人に開示、提供、送付または電子メールなどの方法で送信・発信する行為。
 - (ア) 法令に違反するもの。
 - (イ) 他人の権利を侵害するもの。
 - (ウ) 他人に経済的・精神的損害を与えるもの、脅迫的なもの。
 - (エ) 他人の名誉を毀損するもの、プライバシーを侵害するもの。
 - (オ) いやがらせ、他人を誹謗・中傷するもの、事実を反するもの。
 - (カ) 猥褻・猥雑なもの、未成年者に悪影響を与えるもの。
 - (キ) 風俗・アダルトサイト等、18歳以下の閲覧を禁止するもの。
 - (ク) 嫌悪感を与えるもの、民族的・人種的差別につながるもの。
 - (ケ) その他倫理的観点等から問題のあるもの。
4. 第三者の知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権など)を侵害するようなもの。
5. 迷惑メール、スパムメール、無限連鎖講等不特定多数の者に対してその意思に反し、もっぱら勧誘・営利等を目的とするもの。
6. コンピューターのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限するようにデザインされたコンピューターウイルス、コンピューターコード、ファイル、プログラム等の利用。
7. 本条第6項の内容を含むおそれがあるものの利用。
8. 利用者と無関係な人物および組織を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったりまたは他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりする行為(故意過失に基づき誤認した場合も含む。)
9. 本サービスを通じて配信されたコンテンツの送信・発信元を隠したり、偽装するために、ヘッダーなどの部分に手を加えたりする行為。
10. 本サービスまたは本サービスに接続しているサーバもしくはネットワークを妨害したり、混乱させたりする行為。
11. 本サービスに接続しているネットワークの使用条件、操作手順、本約款に従わない行為。
12. ユーザID・パスワードの第三者への譲渡および共用。
13. 当社監視システムの支障となる行為。
14. その他当社が不相当であると判断する行為。

第19条(届出事項の変更)

1. 利用者は、当社に対する届出事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
2. 利用者が本条に定める届出事項の変更を怠ったことにより利用者ないし第三者が不利益を被った場合、当社は一切その責任を負わないものとし、同届出が遅れたこと及び同届出を怠ったことにより当社からの通知が不着・延着した場合でも通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとします。

第5章【損害賠償】

第20条(損害賠償)

1. 利用者が本サービスの利用に関して利用者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、利用者は当社が被った損害を賠償するものとします。
2. 利用者が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、利用者は、自己の費用と責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の利用者や第三者から責任を追及された場合は、利用者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとします。

第 21 条(免責)

当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由により利用者または第三者に生じた損害および二次的損害について、一切の責任を負わないものとします。

1. 当社が、利用者の指示のもと行った全ての行為。
2. 天災、地変、火災、戦争、暴動、テロ等による障害。
3. 第三者または外部システム等によるトラッキング、ハッキング、クラッキング、サイバーテロ、ワーム、ウイルス、なりすまし行為、フィッシング詐欺、迷惑メール送信、SQL インジェクション、バッファオーバーフローを誘発する行為、アプリケーションの脆弱性を悪用した行為、セッションハイジャック、DNS ポイズニング、DoS 攻撃、ホームページ改竄、クロスサイトスクリプティング等により発生したすべての損害。
4. サーバに蓄積または送信されたデータ、プログラムおよびその他一切の電磁的記録が設備の故障またはその他の事由により滅失、毀損、外部漏洩等した場合。
5. トラフィックの上昇やサーバ上で稼働するプログラムの負荷などにより、利用者または第三者が提供サービスに接続することができない、または提供サービスに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
6. 当社が利用するインターネットデータセンターまたはその他の電気通信事業者の設備の故障等により、利用者または第三者が提供サービスを適切に利用することができなくなったこと。
7. サーバで使用している基本ソフトおよびライブラリ・モジュール等の著作権・特許権等および知財等に関する紛争。
8. 利用者の提供サービス自体により第三者に生じた損害および利用者の提供サービスに関連して第三者に生じた損害。
9. 本サービスに付属するハードウェアおよびソフトウェアの補修により利用者へ生じた損害。
10. 本サービスに付属するハードウェアおよびソフトウェアの完全性の欠如により利用者へ生じた損害。
11. 利用者が、ユーザ ID・パスワードを紛失、漏洩等したことにより利用者へ生じた損害。

第 6 章【本サービスの提供停止等】

第 22 条(データ等の削除)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者へ通知することなくサーバに保存されている利用者のデータ、プログラムおよびその他一切の電磁的記録(以下「データ等」という。)を削除することができるものとします。
 - (ア) 掲載内容が第 18 条(禁止事項)各号に定める禁止行為に該当すると当社が判断した場合
 - (イ) 利用者によって登録された情報の容量が当社所定の容量を超過した場合もしくは当社が緊急と判断した場合。
 - (ウ) その他当社が法律および社会通念に従って当該情報を削除する必要があると合理的に判断した場合。
2. 前項により当社がデータ等を削除し、利用者へ損害が生じた場合において、当社は一切の責を負わないものとします。

第 23 条(本サービス提供の中止・停止等)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対して事前に通知もしくは催告することにより、本サービスの提供を中止もしくは停止することができるものとします。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、事前に通知もしくは催告することなく直ちに本サービスの提供を中止もしくは停止することができるものとします。
 - (ア) 利用契約に関して、利用者の申告事項に虚偽の通知または記載、誤記等が判明した場合。
 - (イ) 利用者が支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わない場合。
 - (ウ) 利用者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人(以下「制限能力者」という。)であった場合、または制限能力者となった場合で法定代理人等による記名押印がなされた同意書または追認書の提出がない場合。
 - (エ) 利用者が本約款、または当社別途定める規約等および法令等に違反した場合。
 - (オ) 法令による規制、司法・行政命令等が適用された場合。
 - (カ) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、電気通信事業法第 8 条で定める重要通信を確保する必要がある場合。
 - (キ) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の保守上または工事上やむを得ない場合、またはこれらに障害が生じた場合。
 - (ク) 第 1 種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止あるいは停止することにより利用契約に基づく本サービスの提供を行うことが困難になった場合。
 - (ケ) 前各号の他、当社がやむを得ないと判断した場合。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対して事前に通知もしくは催告することなく直ちに本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (ア) 利用者の行為が、第18条(禁止事項)各号に定める禁止行為に該当すると当社が判断した場合。
 - (イ) 利用者が本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をした場合。
 - (ウ) 利用者について、仮差押、差押、競売、破産申立、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始等の申立があった場合、または、公租公課等の滞納による処分を受けた場合。
 - (エ) その他、本サービスの利用者として不相当であると当社が合理的に判断した場合。
3. 本条に基づき本サービスの提供が停止された場合であっても、利用契約が解約されるまでの間については、利用者は料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの提供停止により利用者が発生した損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 本条に定める利用停止事由が解消され、利用者が本サービスの再開を希望する場合、当社は利用者に対して所定の再設定費用を請求する場合があります。
5. 当社は、前項各号に基づき本サービスの提供を中止または停止した場合、利用者およびその他の第三者に対して、いかなる責任も負担しないものとします。

第24条(本サービスの緊急停止)

当社は、利用者およびその他の第三者からの本サービスおよび提供サービスの緊急停止要請に関しては、原則としてこれを受け付けません。本サービスの緊急停止ができなかったことによって利用者が損害を被った場合も、当社は一切の賠償責任を負いません。

第25条(本サービスの終了)

本サービスは当社が事業撤退などのやむを得ない事由で本サービスを終了する場合があります。当社は、本サービスの終了により利用者およびその他の第三者が発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

第7章【利用契約の終了】

第26条(利用者による解約)

1. 利用者は、利用契約を解約しようとするときは、解約を希望する日の2ヶ月前までに当社所定の方法により、その旨を当社に通知するものとします。利用者が本条に定める解約を行った場合、当該利用契約は解約希望日をもって終了するものとします。
2. 前項の場合において、その利用中に係る利用者的一切の債務は、利用契約の解約後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。
3. 利用者は、利用契約を解除するにあたり、遅延なく契約解除日までに利用者へ帰属するデータの回収およびドメイン情報等の移行を行うものとします。
4. 解約を原因とするドメインの移転・破棄の手続きについては、利用者は自己の費用と責任において行うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 利用者が、最低利用期間経過前に本サービスを解約する場合においても、当社は最低利用期間分の利用料金を利用者から徴収するものとします。

第27条(当社による解約)

1. 当社は、第23条(サービス提供の中止・停止等)第1項に基づき本サービスの提供停止を受けた利用者が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、利用契約を解約できるものとします。
2. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに利用契約を解約することができるものとします。
 - (ア) 第23条(サービス提供の中止・停止等)第1項および第2項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合。
 - (イ) 当社からの通知が到達しなかった場合、その他居所が判明しない場合。
 - (ウ) その他当社が利用者への本サービス提供の継続が不相当と判断した場合。
3. 前2項の規定により利用契約が解約された場合、利用者は、本サービスの利用に係る一切の債務につき、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
4. 第1項、第2項により当社が解約処理を行い、利用者へ損害が生じた場合において、当社は一切の責を負わないものとします。

第 28 条(利用契約終了後の措置)

利用者は、利用契約の契約期間満了日までに必要に応じて、自らの責任においてコンテンツ等の保存処置を講ずるものとし、サーバから利用者のデータ等をすべて消去するものとします。なお、契約期間満了後、当社は利用者のデータ等をすべて消去できるものとします。自らの責任においてコンテンツ等の保存処置を講じなかった場合において、当社は一切の責を負わないものとします。

第 8 章【一般条項】

第 29 条(通信の秘密)

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
2. 当社は、利用者が第 18 条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合、当社が正当防衛または緊急避難に該当すると判断した場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用者の通信の秘密に属する情報の一部を然るべき第三者に提供することができます。
3. 裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合、法律上の照会権限を有する公的機関からの照会(刑事訴訟法第 197 条第 2 項(注1)等)がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合、当社は利用者の合意をとらずに照会事項を開示する場合があります。

(注1) 刑事訴訟法第 197 条(捜査に必要な取調べ)

捜査については、その目的を達するため必要な取調べをすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない。

第 2 項 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第 30 条(個人情報の取扱い)

1. 当社は、利用者の個人情報(申込書に記載された利用者に関する氏名、住所、電話番号等の個人情報をいいます。)を「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第 31 条(通知・連絡等)

1. 当社は、書面による郵送、当社 Web サイトへの掲載、電子メール、その他当社が適当であると判断する方法により、利用者に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとします。

第 32 条(準拠法)

本約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 33 条(協議事項および管轄裁判所)

本サービスの利用および本約款に関して、利用者と当社との間で問題が生じた場合には、利用者と当社との間で誠意をもって協議するものとします。

前項の協議によっても問題が解決しない場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

- ・本約款は平成 19 年 11 月 26 日から実施します。